

阿賀町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

目 次

第1章 概要	
1 はじめに.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象財産.....	1
(1) 公共施設.....	2
(2) インフラ施設.....	2
(3) 公共施設の分類別割合.....	3
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題.....	4
1 人口推移.....	4
2 財政状況.....	5
3 公共施設等の現状と課題.....	6
(1) 改修経費から見た公共施設等の現状.....	6
(2) 公共施設の現状と課題.....	7
(3) インフラ施設の現状と課題.....	8
第3章 公共施設等の計画的な管理に関する基本方針と推進体制.....	9
1 基本方針.....	9
2 計画の実行.....	10
(1) 全庁的な推進体制の構築.....	10
(2) 個別施設における取組.....	10
3 取組状況の点検と見直し.....	11

第1章 概要

1 はじめに

阿賀町は、平成17年4月1日に東蒲原郡の旧4町村（津川町・鹿瀬町・上川村・三川村）の町村合併により、新しい町として誕生しました。

旧4町村においては、それぞれの地域特性や住民のニーズに応じ、庁舎、学校をはじめとする「公共施設」や道路、上下水道等の「インフラ施設」の整備を行ってきました。

現在、町が保有している公共施設等の多くは、昭和40年代後半から平成11年までに整備されました。これらの公共施設等については、近い将来、一斉に更新時期を迎えることとなるため、その改修等に充てる財源の確保が課題となっています。

現在にあっては、少子高齢化、人口減少等により社会構造が変化し、これに伴い公共施設に対する住民のニーズの変化がうかがえることから、町は、公共施設等におけるサービスのあり方を改めて見直す必要に迫られています。

これらを解決し、健全で持続可能な町の財政運営を実現するためには、個々の公共施設を単に管理していくのではなく、公共施設等が「阿賀町の持つ貴重な経営資源」であるという認識のもと、資産運用していくことが必要となります。

こうした取組を計画的に行うため、かつ、方向性を示し、公共施設等の適正な運用と管理を図ることを目的に、「阿賀町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

この計画は、町の最上位計画である「阿賀町総合計画」と、その他の関連計画との整合を図り、公共施設等における基本的な取組及び方向性を示すための指針として位置付けます。

3 計画期間

この計画の実施期間は、平成28年度から平成47年度までの20年間とします。ただし、この計画期間内であっても、必要に応じ適宜、計画内容を見直すものとします。

4 対象財産

この計画において対象とする財産は、町が保有する全ての公共施設及びインフラ施設とし、次の表のように分類します。

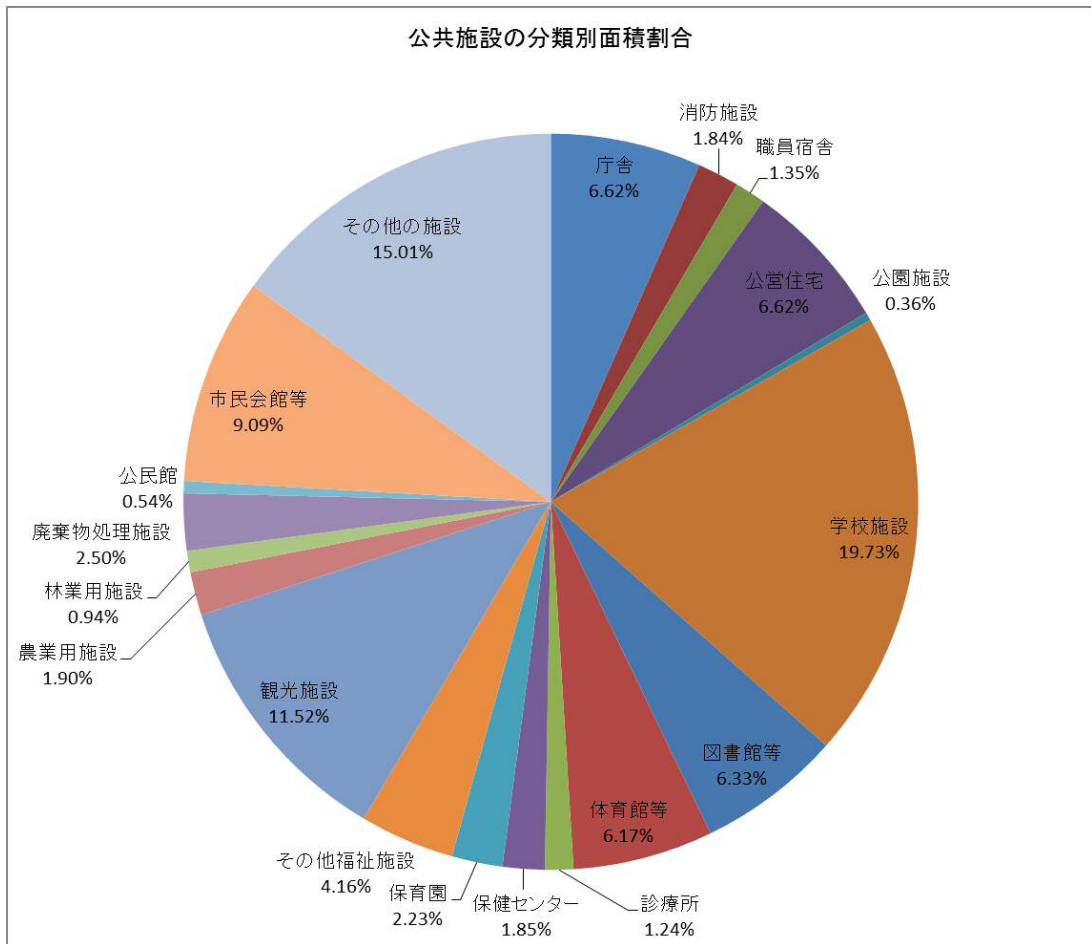
(1) 公共施設

大分類	中分類	面積・延長等	備考
庁舎	庁舎	12,874.97 m ²	本庁舎、支所等
	消防施設	3,569.98 m ²	消防署、消防団屯所
職員宿舎	職員宿舎	2,619.36 m ²	教員住宅
公営住宅	公営住宅	12,868.64 m ²	
公園施設	公園施設	699.44 m ²	管理棟、公園付帯建物
教育施設	学校施設	38,378.60 m ²	小学校、中学校等
	図書館等	12,309.28 m ²	教育文化センター等
	体育館等	12,006.27 m ²	B & G海洋センター等
福祉施設	診療所	2,414.91 m ²	
	保健センター	3,598.86 m ²	
	保育園	4,343.09 m ²	
	その他福祉施設	8,097.50 m ²	きりん荘、高齢者生活福祉センター等
産業施設	観光施設	22,395.83 m ²	温泉施設、スキー場等
	農業用施設	3,700.31 m ²	直売所、育苗施設等
	林業用施設	1,830.53 m ²	木質バイオマス製造施設等
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	4,861.50 m ²	クリーンセンター等
その他の施設	公民館	1,043.16 m ²	阿賀町公民館及び分館
	市民会館等	17,673.49 m ²	文化福祉会館、各地区集会所等
	その他の施設	29,185.83 m ²	廃校施設等、廃止保育園等

(2) インフラ施設

大分類	中分類	面積・延長等	備考
町道	道路（実延長）	431,508.0m	892 路線
	橋りょう等	4,058.7m	182 橋（19,218.41 m ² ）
農道	道路（実延長）	8,809.0m	広域農道
	橋りょう等	618.7m	8 橋（4,550.60 m ² ）
林道	道路（実延長）	323,860.4m	72 路線
	橋りょう	1,425.1m	79 橋（5,475.82 m ² ）
	隧道・トンネル	57.0m	1 箇所
水道施設	管路	199,232.0m	
	水道施設	1,640.7 m ²	浄水場等建屋
下水道施設	管路	168,360.0m	
	下水道施設	11,069.1 m ²	処理場等建屋

(3) 公共施設の分類別割合



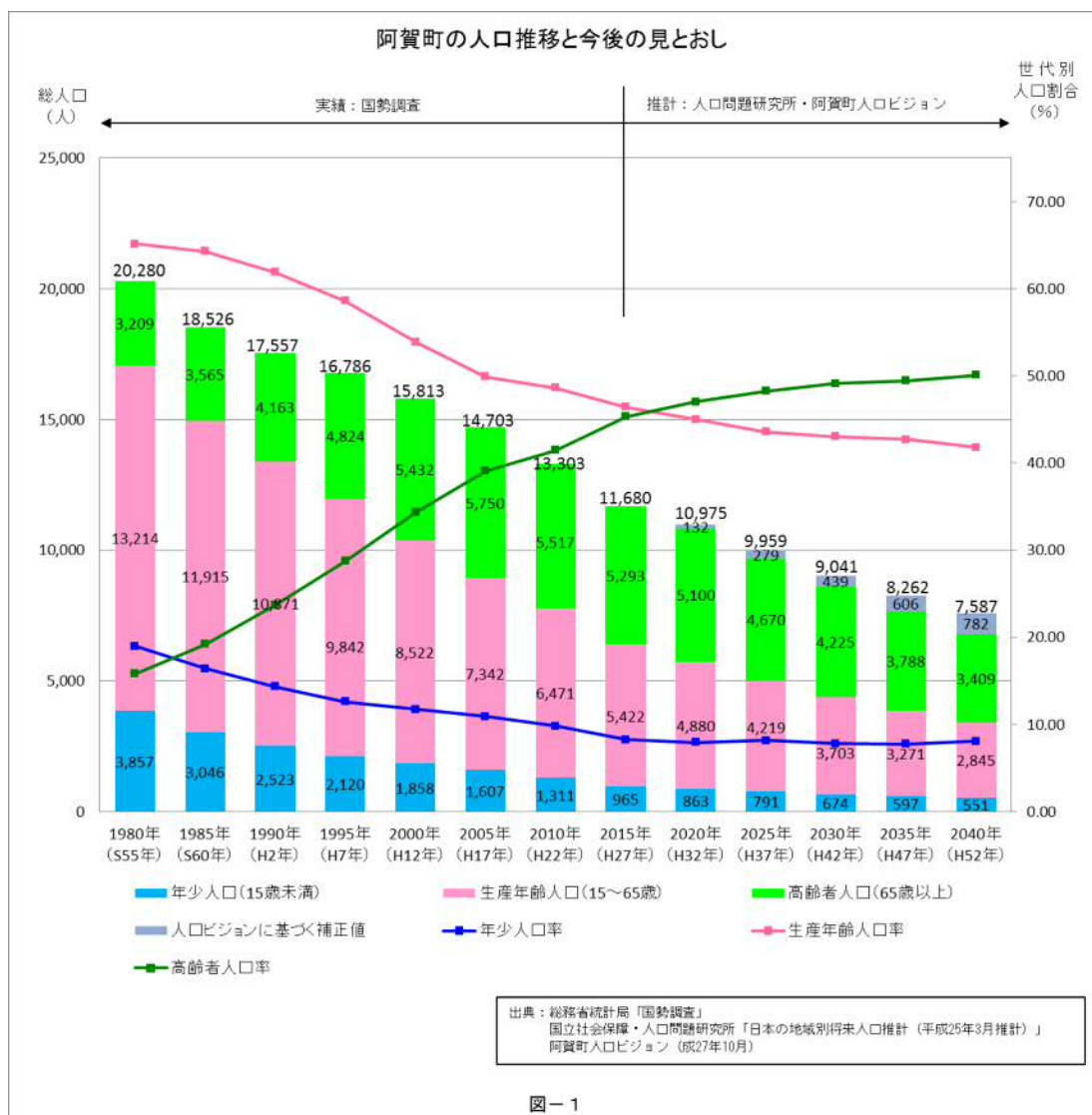
第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

1 人口推移

昭和55年には20,000人を超えていた町の総人口も、平成17年の国勢調査時には15,000人を下回り、さらに、平成27年の国勢調査時では11,680人にまで減少しています。

この人口の減少は、今後も続くものと予想されており、平成27年度に策定された「阿賀町人口ビジョン」においても、10年後の平成37年には10,000人を下回ると予測されています。

また、年代別の人口構成比にあつては、65歳以上の高齢者人口は増加を続ける一方、15歳から64歳までの生産年齢人口及び15歳未満の年少人口については減少傾向にあり、平成32年には、高齢者人口が生産年齢人口を上回ることが予測されています。



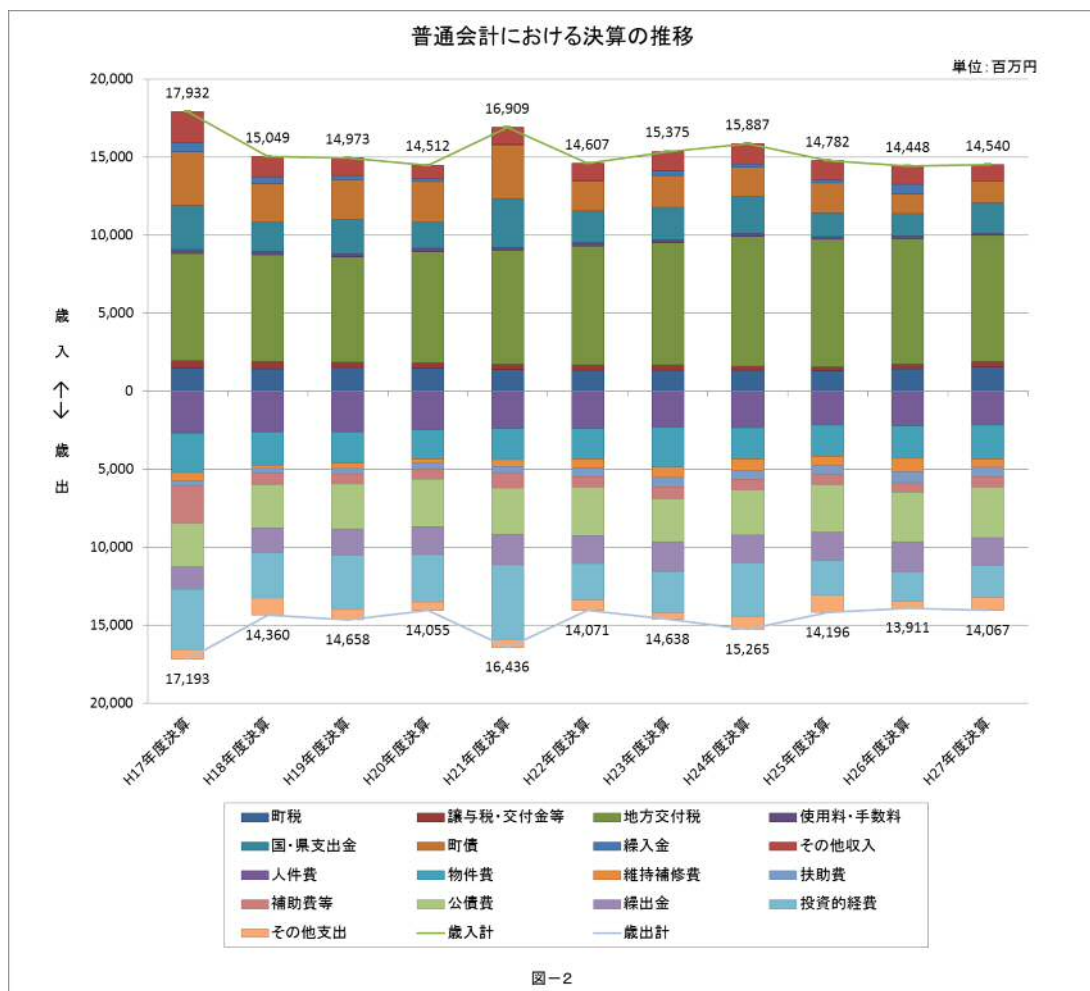
2 財政状況

阿賀町の普通会計における決算額については、平成17年度と21年度を除いては、歳入歳出ともに、ほぼ平衡して推移しています。

しかし、歳入面においては、町の主要財源である普通交付税が、合併後適用されてきた特定措置の終了により、平成28年度からは段階的に縮減されることとなっており、平成27年度には約74億円あった普通交付税も、5年後の平成32年度には、約61億円にまでされる見込みです。

また、前述した人口推移により、生産年齢人口の減少が予測されているため、今後はこれに比例して、個人町民税も減少していくことが予想されます。

このため、今後、町の財政状況は、ますます厳しいものになっていくことが考えられています。

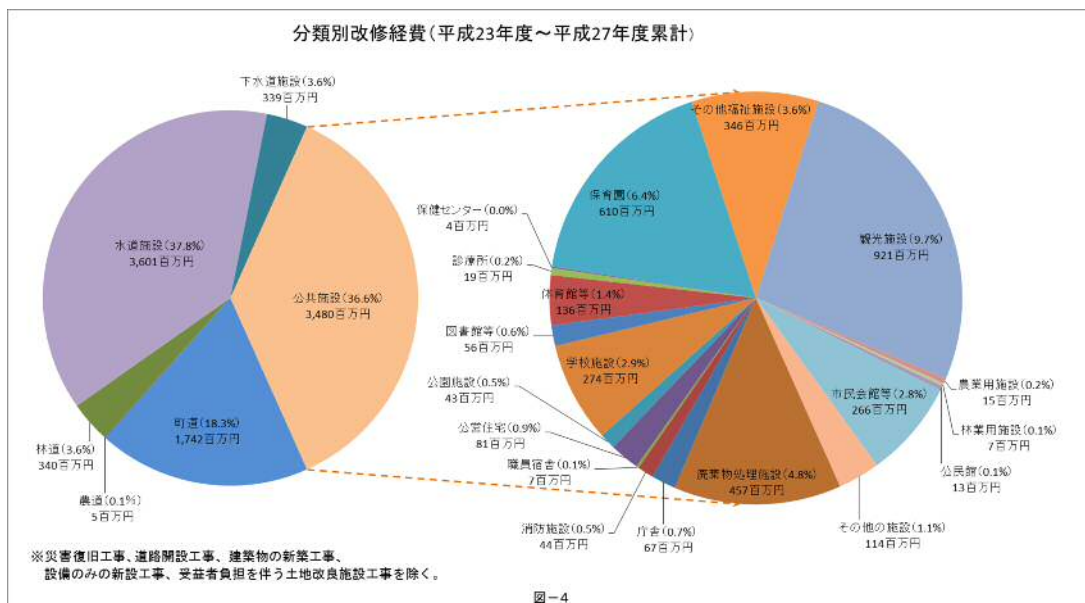
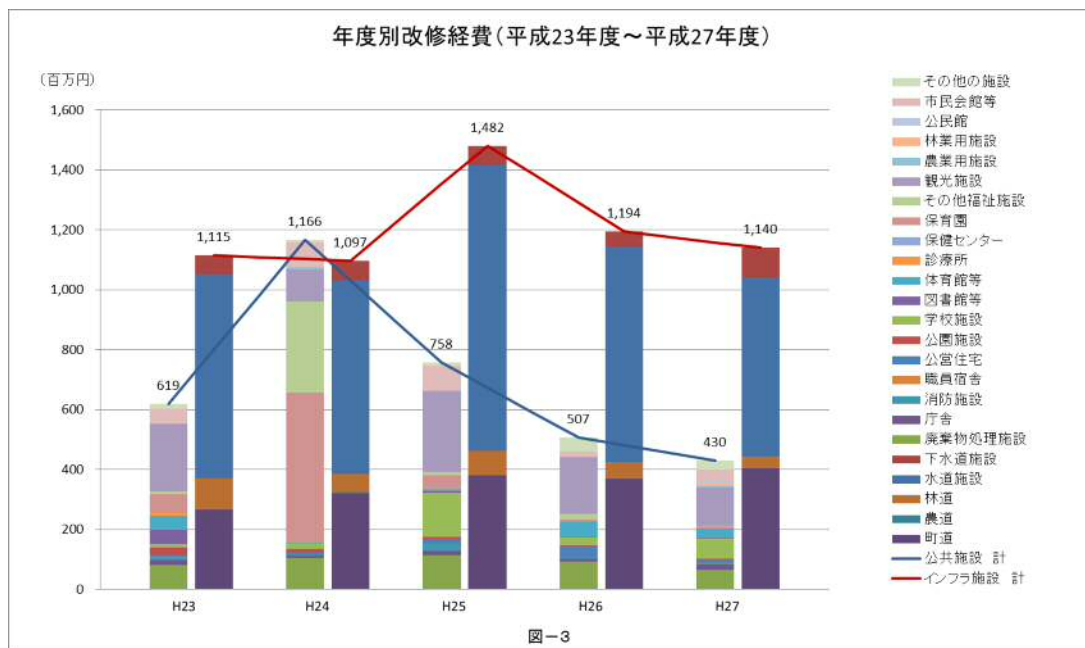


3 公共施設等の現状と課題

(1) 改修経費から見た公共施設等の現状

直近5年間（平成23年度から平成27年度まで）に公共施設等において実施した改修工事（維持補修工事及び機能の改良を行うもの）を集計すると、総額で129億8千7百万円となり、全体の約63%である95億7百万円がインフラ施設の維持費用となり、残りの34億8千万円が公共施設に対するものとなっています。

年度別の改修費としては、平成24年度の22億6千3百万円をピークに減少傾向にあります。これは、その時点までに実施した公共施設等の長寿命化対策に係る工事や施設の統廃合等が維持費の削減に貢献しているためと考えられます。



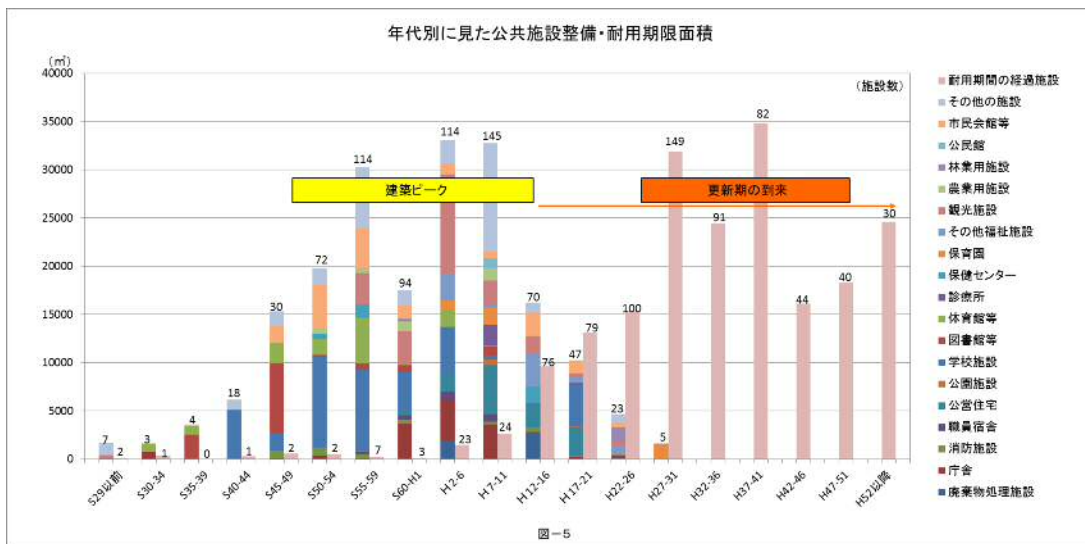
(2) 公共施設の現状と課題

現在、町が保有している公共施設の多くは、昭和40年代後半から平成11年の間に整備されてきました。

これまでも、建替えや耐震化等による長寿命化措置が実施された施設もありますが、これらを除く公共施設については、既に耐用年数を超過したのものや、今後、平成41年までの間に更新時期を迎えるものが多く、建替えや、長寿命化等の改修に要する費用が必要となることが予想されます。

また、前述した人口推移に基づき計算すると、町民一人あたりが利用する公共施設の面積^{*1}や負担する施設の維持費用^{*2}が増加することが予想されています。

このため、町は、更新時期を迎え、又は今後迎える施設のその後のあり方を町全体として検討し、更新、統合又は除却等を行うことが必要となります。



項目		H27	H32	H37	H42	H47	H52
人口推移		11,680	10,975	9,959	9,041	8,262	7,587
ケースA	一人あたり利用面積(㎡)	16.7	17.7	19.5	21.5	23.5	25.6
	一人あたり維持費用(千円)	36.8	39.2	43.2	47.6	52.0	56.7
	一人あたり維持費用の増加率(%)	100.0%	106.4%	117.3%	129.2%	141.4%	153.9%
	総保有面積(㎡)	194,472	194,472	194,472	194,472	194,472	194,472
	維持費用総額(千円)	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000
ケースB	一人あたり利用面積(㎡)	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
	一人あたり維持費用(千円)	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8
	総保有面積(㎡)	194,472	183,283	166,315	150,985	137,975	126,703
	総保有面積の削減率(%)	100.0%	5.8%	14.5%	22.4%	29.1%	34.8%
	維持費用総額(千円)	430,000	403,880	366,491	332,709	304,042	279,202
平成27年度実績	一人あたり利用面積(㎡)	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7	16.7
	一人あたり維持費用(千円)	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8
	総保有面積(㎡)	194,472	194,472	194,472	194,472	194,472	194,472
	維持費用総額(千円)	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000	430,000

※ケースAは、平成27年度の公共施設の総保有面積を維持し、維持修繕費用が同等と仮定した場合
 ケースBは、平成27年度の町民一人あたり利用面積と維持修繕費用を保った場合

表-1

※1 町民一人あたりが利用する面積：総施設面積を総人口で割った面積とします。

※2 町民一人あたりが負担する施設の維持費用：維持費用総額を総人口で割った額とします。

(3) インフラ施設の現状と課題

インフラ施設については、道路や橋りょう、上下水道施設のように町民の生活に必要不可欠なものであることから、町においては、更新時期を迎えようとするものについては、費用対効果を見極め、整備を行っているところです。

この中でも、上下水道の運転に必要な浄水場や下水処理場といった施設に関しては、個別に実施した機能診断等の結果に基づき、長寿命化等の計画を定め、設備の更新を行っています。

これらの施設は、平成7年度以降に建設されたものが多く、それ以前に整備された施設も、更新時期ごとに改修等による整備が行われています。

これらの施設の多くは、構造も強固なものであるため、施設自体の耐用年数も長期であり、概ね平成52年度以降から更新時期を迎えます。ただし、各施設に設置された設備や機器類に関しては、建物本体よりも耐用年数が短く、施設としての機能を維持するためには、建物と設備機器の両者を見据えた維持管理を計画的に実施する必要があります。

第3章 公共施設等の基本的な管理に関する基本方針と推進体制

1 基本方針

前章における課題を解決するためには、個々の公共施設やインフラ施設を単に管理していくのではなく、これらの公共施設等を「阿賀町の持つ貴重な経営資源」であるという認識のもと、計画的かつ効率的に資産運用して行くことが必要となります。

このため、阿賀町では、次の3点を本計画における基本方針として定め、この計画を推進していきます。

【基本方針1】保有量及び規模の適正化

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、今後も活用が見込めない公共施設は、売却又は解体等の処分を実施し、公共施設保有量の縮減を図ります。

インフラ施設は、建替え又は長寿命化等の改修の際には、中長期的な視点からも更新規模の適正性を検討し、必要最小限で最大限の効果を達成できるような整備を行います。

【基本方針2】長寿命化の推進

公共施設等における劣化状況等の的確な把握に努め、施設の維持管理費用や改修費用を含むライフサイクルコストを考慮し、中長期にわたる計画的な視点に立って、施設の長寿命化を推進します。

【基本方針3】効率的利用の推進

公共施設を複合的に使用することで、従来その施設が持っていた機能を他の施設に統合し、使用する施設面積に余剰部分を発生させないようにすることや、民間事業者のノウハウや資金を導入した施設の管理運営の積極的な導入、また、賃貸借により第三者に活用してもらうことで、財政負担を軽減するとともに、効率的に公共施設が利活用されることを推進します。

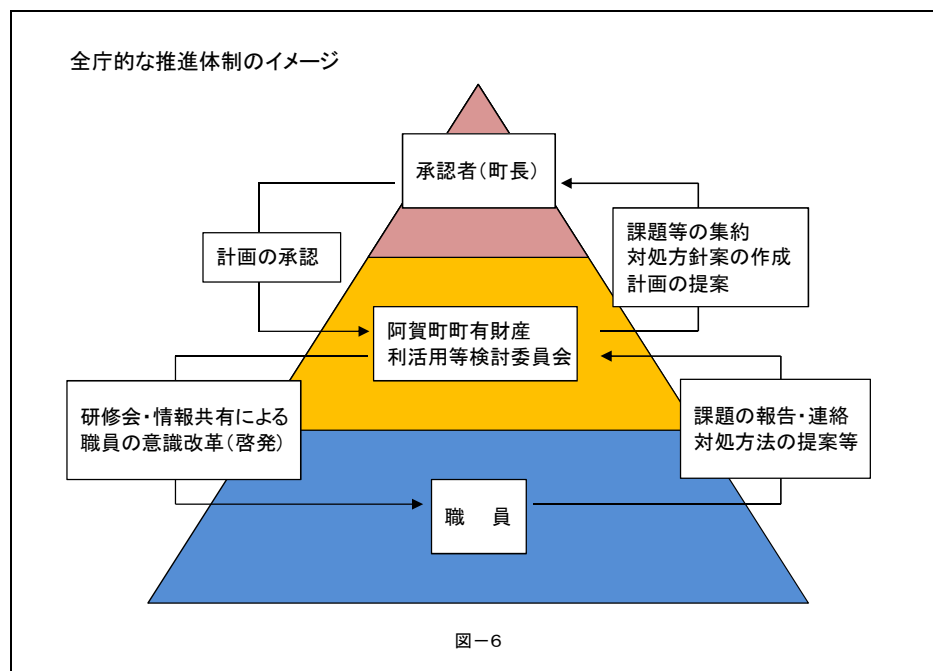
2 計画の実行

(1) 全庁的な推進体制の構築

この計画を全庁的な取り組みとするために、公共施設等を管理する全課（各支所を含む。）の職員で構成する委員会（マネジメント委員会）を設置します。

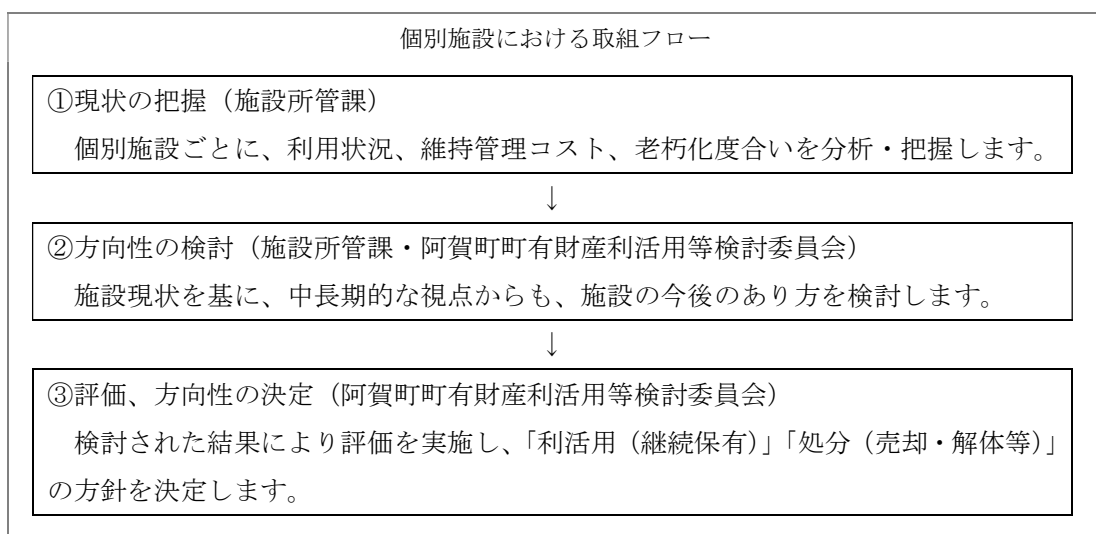
委員会では、この計画の進捗状況の管理や計画を進めていくうえで発生した新たな課題の対処方法等を確認及び検討し、また、計画の一元的な運用を行います。

また、職員ひとりひとりが公共施設等における課題解決の意識を持つことの啓発のために、研修会や情報の共有化を行います。



(2) 個別施設における取組

この計画の実施にあたっては、次のフローのように行動を実施します。



3 取組状況の点検と見直し

この計画にあっては、「計画」「実行」「点検（評価）」「見直し」を1サイクルとするPDCAサイクルを活用し、中長期的に継続した取組みを行います。

(1) P l a n（計画）

本計画の策定により、今後の公共施設等におけるマネジメント体制の確立及び実行体制を構築し、1サイクル終了時には、実施された計画内容の評価及び改善項目等を取りまとめ職員に対し周知します。

(2) D o（実行）

各施設を管理する課等が、本計画（P l a n）に基づき、事務機能の統合等により施設利用の効率化を検証し、また、行動として実施します。

(3) C h e c k（点検（評価））

計画の実施（D o）により得られた成果を評価し、また、実施段階において発見された課題を全庁的な見地から検証します。

(4) A c t i o n（見直し）

点検（評価）（C h e c k）に基づく改善方法を取りまとめ、改善案として策定し、計画（P l a n）へと反映させます。

